

伊東玄朴旧宅にみる佐賀地方の民家建築に関する一考察

正会員 ○赤松 悟^{*1}

9. 建築歴史・意匠—1. 日本建築史 建築歴史・意匠

伊東玄朴, 民家, 文化財, 復原, 家作制限

はじめに

近年、国指定名勝「九年庵（旧伊丹氏別邸）庭園」の紅葉で賑わう神崎市神崎の仁比山は、仁比山神社南麓に地蔵院や仁王門を見ることができ、かつて塔頭36坊を有した仁比山護国寺の面影を残す。町並みには、佐賀県指定史跡「伊東玄朴旧宅」が所在する。文化財として保存されているが、史跡の性格上、玄朴の偉業に関する評価に比べ、建築についての整理は乏しい。現在の伊東玄朴旧宅は、平屋の直屋で、屋根は茅で葺き、周囲に瓦葺の下屋を巡らす正形な平面を構成し、正面には、式台玄関、出格子及び縁が並び、庭園の美観も相俟って屋敷建築の表情を見せる。しかし詳細に観察すると、各所に後年の改変が窺える。文化財保存整備の観点からは、旧宅として玄朴在住当時の姿に回復すべきである。

本稿は、伊東玄朴旧宅（以下、旧宅）について、履歴を整理しつつ、痕跡から復原考察を行い、玄朴在住時の建築当初の姿を遡及的に捉えその様相を考察する。

1. 伊東玄朴旧宅の履歴

旧宅は、牛痘接種により疱瘡治療に貢献し、後に江戸蘭学四大家の一人と謳われた伊東玄朴が、文政元年（1818）から同5年（1822）に医業を営んだ旧宅であり、地元の偉人を顕彰する貴重な遺構として昭和48年（1973）に県史跡に指定された文化財建造物である。旧宅の特性を把握するための基礎作業として、文献史料の整理と建造物の痕跡調査について概説する。

1-1 史料にみる旧宅の時代区分

旧宅に関する文献史料は少なく、玄朴の生涯を家系とともに記録した大正5年（1916）「伊東玄朴傳」（伊東榮）が僅かな手掛かりである。「伊東玄朴傳」（以下、玄朴傳）は、旧宅の履歴を整理するには脆弱であるが、かつての外観を知ることのできる古写真¹（以下、古写

真）が掲載されている点、玄朴在住期間を特定できる点で貴重な史料である。これに旧宅で発見された墨書と木札の情報をもとに略歴を整理する。

建築の記録は、「・・・文政四年巳ノ七月作之 大工 □□□ 松隈□□」の墨書にある文政4年（1821）と、「伊東玄朴三代目管理者 大正十三年七月 主催伊東榮古賀乙吉全十四年八月竣功 大工 森永捨次郎」と記される木札にある大正14年（1925）の二点が明らかである。現在のところこの間の史料は見当たらないため、文政4年と大正14年を建築の画期とする。

1-2 痕跡にみる旧宅

痕跡調査は、復原図の作成を目的として、解体は行わず目視によって行った。柱について、材種とその状態、加工と仕上、基礎石の有無をもとに、当初柱、後補柱及び新柱に分類した。次いで、当初柱と後補柱の痕跡から柱間装置を想定した。調査結果の概要は以下のようになる。なお、室名は先行調査²より旧宅近隣の民家のものを参考とした。

- ・当初柱はザシキ、オモテ及びニワを画し、太さは4.5寸角と4.3寸角である。ニワに5.4寸角の太柱が差物を受ける。梁間は2間間隔とするが桁行は1間間隔で立てる。手斧の痕跡はない。西側と南側外面に和釘が残り、垂木掛を留める欠込が確認できる。
- ・後補柱は3.3寸角で、西側と南側の出桁やドマ北側葺降部分の桁を受ける。床の奥壁にも並び、床柱も後

表 旧宅に関するおもな履歴

寛政 12 (1800)	伊東玄朴、仁比山の農家に生まれる
文政 01 (1818)	玄朴、自宅に帰り医業を開く
03 (1820)	自宅に在りて医業を開く
04 (1821)	自力で家を建て替える
05 (1822)	この年の春までの4年間、自宅で医業を営む蘭方医に入門するため仁比山を離れる
嘉永 03 (1850)	仁比山門前町大火二十四軒
明治 04 (1871)	玄朴死去
明治末	一部改修、ぬれ縁が雨戸付に変わる
大正 14 (1925)	・・・竣功 大工 森永捨次郎

A study on the folk house architecture in Saga area seen in Ito Genboku's old house

AKAMATSU Satoru

補で根元は室側にまで風蝕が及ぶ。

- ・東側の下屋部分はすべて新柱である。
- ・北側桁東側の切断が確認できる。
- ・東側桁外面は一間幅に垂木仕口が残る。

以上から建築の履歴を整理すると、ザシキ、オモテ、ニワ及びツシ二階を含めた上屋部分が当初の建築として残り、床と縁は後補と考えられる。また、桁の切断痕からニワが東側に延び曲屋であったことが古写真と整合する。なお、当初柱が鉋仕上であることを考えると、18世紀に遡るとは考えがたく、旧宅は、墨書にある文化4年の建築として間違いないであろう。

2. 平面形式の変遷

旧宅の主な変遷を、文政4年以降、大正14年以降、昭和前期以降の三期に区分して、各期の平面構成と屋根形態を復原考察する。

2-1 昭和中期～現在

旧宅は、文化財のため昭和46年（1971）旧神埼町指定のしばらく以前から大きな改変は無かったとすると、現在の姿となる時期は昭和中期と考えられる³。間取は、カドグチから内部は三畳間と下屋の六畳間に床が組まれる。この下屋の南側は廊下を介して便所と収納を備

えて縁へと通じ、縁は外側に雨戸を引き回遊可能な内部動線となる。縁の改変は下屋の軒高の上昇を伴い、縁側の柱間上部には欄間が、オモテ正面には出格子や式台上部の水引虹梁が造作され、代わりにツシ二階を無窓化して平屋となる。縁底は吹寄による化粧軒裏とし、床には下地窓に障子を嵌めるなど、平屋化した旧宅はザシキ周りを中心に近代和風の要素が導入される。

2-2 大正14年～昭和初期

昭和中期の下屋改造以前の外観は古写真に確認できる。縁の出幅は小さく柱は独立しており、下屋庇は南側で東に延ばしてザシキを囲む。床はザシキ東側に構えて西に向け、西側と南側を全面を掃出とする。濡縁を介して庭園と一体となったザシキ空間は現状どおりであるが、床は後年の床柱の移動により間口が拡大され、床脇前面の床柱との柱間に天袋の仕口痕が確認できる。したがって、床周りはこの時期の改変と考えられる。家作制限⁴も解かれて久しいこの時期、ザシキでは、床脇に袋棚、長押とその釘隠しや縁付の畳が導入される。オモテの正面は式台と一畳の板間が並び、東側はザシキ寄りの1間幅が中棚を留める切欠から仏間と推定でき、その上部の差鴨居のちり上端に和釘が残るため、仏間は天井を張り、その天井裏はナンド側

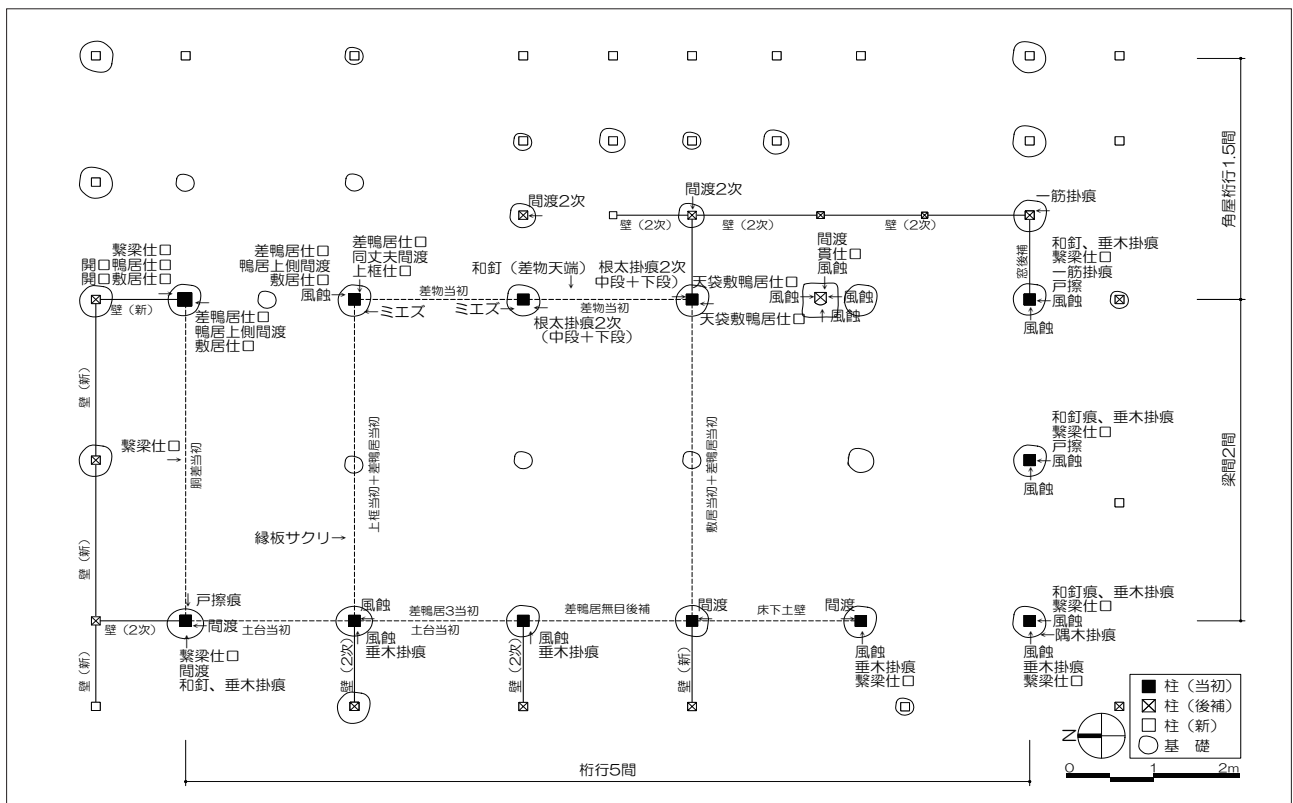


図1 一階痕跡図

からの利用であったと考える。ニワは太柱の痕跡から建具が嵌められ前後に分割される。ザシキ、オモテ、ニワと連続した表空間に対して、カマヤからダイドコとナンドが並ぶ生活空間とに区画される。ツシ二階は、梁を省略して畳を敷いた居室（ネドコ）に復原できる。

米軍撮影の航空写真から、昭和22年（1947）の旧宅は既に直屋と確認できる。木札に記されるほど重大な建築工事であったと考えると、古写真にみる曲屋は、この大正14年に直屋に変更されたものと想定できる。

2-3 文政4年～大正14年

当初柱から、現状のザシキ、オモテ、ニワは、文政4年の建築当初とするが、古写真ではニワ奥側に棟が延びている。痕跡調査でニワ北側の梁小口に切断痕からも建築当初から曲屋であったと考える。

間取は、北側にニワを通し、ニワに沿って西側正面からオモテ、ダイドコが、オモテの南側にザシキが並ぶ。ザシキは東側に床と仏間を並べ西側に向け、竿縁天井を床差しとする⁵。オモテの出格子を備えた一畳の板間は存在せず漢薬調剤の室とした説⁷は成立しない。

ナンドは東側桁の垂木仕口から下屋となる。そのナンドの垂壁東面とニワ内部となるツシ二階北側壁面が煤けており、ニワの奥手は、くどを据えるカマヤであったと想定する。ニワの天井吹抜上部には手摺の痕跡も残り、建築当初からツシ二階を設ける。

表構は、オモテに式台を構え、南隣に引違建具を並べ、それぞれ正面に半間幅の壁を出し幅1間で画す。ザシキに面しては北側1間を壁、南側を掃出としてその前面に2間の縁が付く。一方、ニワの出入口はカドグチと呼ばれ、差鴨居北側下部に小壁を付けて土台内側に大戸を引き込む形式に復原できる。カドグチ外部はオモテから下屋庇が続き、オモテと同様に正面に柱を立て出桁を受けつつ壁を出し両隣と区画する。

3. 伊東玄朴旧宅にみる民家建築の様相

以上に得られた情報によって、旧宅の建築当初の特性と19世紀前期以降の変遷を考察する。

3-1 建築当初の旧宅

文政4年建築当初の旧宅は、上屋を梁間2間、桁行

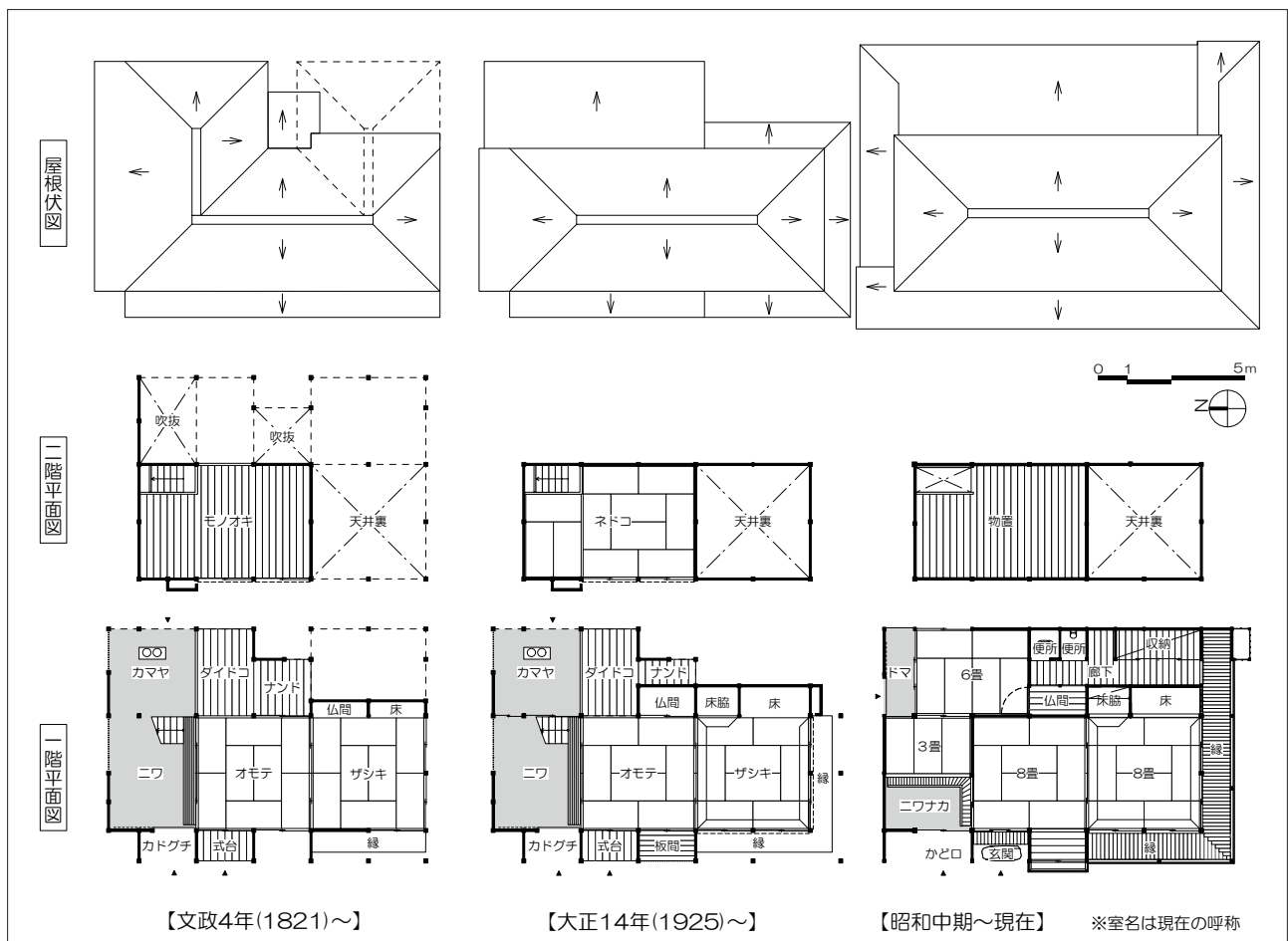


図2 平面形式と屋根形状の変遷

6間半として、表側にザシキ、オモテ、ニワが並びニワとオモテの背後にカマヤとダイドコを角屋で出す平入のL字型三間取の曲屋で、佐賀地方の一般的な農家の平面形式⁷であることが判った。梁間2間を厳守していることから、家作制限が徹底されていた時代背景のなか、旧宅が在来の農家建築を母体とすることから、文政期に、医師の住宅として特殊な様式があったわけではないといえる。

床背後の室の存在については、ナンドからの動線に限られ自由度は低く考え難いが、経済力を有した玄朴が居して医業を営むために建て直す⁸ことから、大規模な建築とした可能性は高い。ザシキ東側に桁行1間半の上屋を加えると、「庭家共二間八間ノ住居ヲ上ニシテ」とある家作制限⁹に整合し、柱筋の基礎石の位置も一致する。さらに、ナンドは幅1間の下屋に復原できるが、その配置から、2つの角屋に挟まれていたとも考えられ、旧宅が、くど造であった蓋然性¹⁰があり、今後の調査により解明が待たれる。

なお、式台の造作と床をニワに向けない点¹¹が特徴的である。上層患者の出入りや通風日照の確保などを理由に医業の要素の表出とも受け取れるが、被官¹²の身分に許された家作上の特例の可能性も高い。

3-2 旧宅の変遷

旧宅の変遷を考察すると、縁の新調や便所や収納の内部化、ニワ部分への床組の拡張はあるものの平面形式に大きな変更はない。直屋となった後も、東側は全面に下屋を延ばすことで、それまでの間取を収め現在に至る。屋根の変更が生じて間取を変えないことが明らかで、屋根あるいは上屋の維持よりも間取が優先される。曲屋を直屋とした理由は不明であるが、下屋により間取を維持できる以上、維持管理の大変な草葺きの角屋は優先されなかったと考えられる。居室の内包を可能とした奥行き深い下屋の出現により、一世紀もの間風雪に耐えた草葺屋根にとって、大正14年の直屋化は必然であろう。したがって、建築当初の曲屋は、家格表現や意匠としての建築様式ではないといえる。

近代を迎え、制限が解かれた旧宅は、当初からの間取を維持しつつも、明治25年(1892)竣工の九年庵邸

宅を造るように、今日みる近代和風建築へと変容する。

おわりに

佐賀地方の民家建築が、幕末まで続く厳格な家作制限のもと、床面積を最大限確保する工夫を第一の要因として、多様な屋根形状の発展に至ったと考える。既往調査が希薄な背振山系南麓にあつては、19世紀初期の民家の建築史として、旧宅が、文化財の保存整備とともに、今後の民家研究に果たす役割は大きい。

なお、大風¹³や大火¹⁴を経験して今日に至る近世後期の仁比山の町並みについて、本稿で整理した旧宅の様相と照らし、史的考察を重ねることとしたい。

1. 写真中の人物が大正元年(1912)死歿であることから、写真にみる旧宅は明治後期の姿と考えられる。
2. 『佐賀県の民家』(昭和49年、佐賀県教育委員会)
3. 『神埼町の文化財 第一集』(昭和46年、神埼町)に掲載される町文化財として指定(昭和45年)当時の写真からは、外観に現状との違いは確認できない。
4. 弘化3年(1846)『郷村御取締達帳』に「一 手入りノ庭作り、且又、床縁、天井板・サン・カマチ・縁板等漆塗、一 附書院、一 カシ其外彫物、一 長押ノ釘隠シ、一 屏風・襖振金扱又、極粉色金銀ノ唐紙、一 箆箭・長持目立候品」が確認できる。
5. 前出2に、「19世紀には床差しの竿縁天井が増加し幕末まで踏襲される」とある。
6. 前出3
7. 前出2に、「一般農家ではL型の広間型(広間を二室に分割)三間取に満足して江戸末期に至る」とある。
8. 『神埼町史』(昭和47年)に「年来の借財を返し家を建て直して余裕まで生じた」とある。
9. 天保2年(1831)『郷内諸法度』に「家作ノ儀、庭家共二間八間ノ住居ヲ上ニシテ、成丈手狭ニ相応々々ニ相整ウベク候、風々付ノ床柱、違棚、袋棚、ナゲシ天井、目荒戸、唐紙建具、縁付畳、其外目立候品堅ク停止セシメ候事」とある。
10. 『図説 佐賀県の歴史と文化』(昭和41年、佐賀県文化館編)の掲載写真に、仁比山所在のくど造民家が確認できる。
11. 前出2で、平入系民家の間取と屋根形態の模式図で、床はすべてニワに向けている。
12. 前出7に、武士とも町人とも百姓ともつかぬ中間的な身分で、玄朴の父執行重助は不動院の被官とある。
13. 文政11年(1828)「子年の大風」は佐賀藩だけでも、倒壊35364軒、半壊21507軒、流失1512軒という大災害であった。
14. 前出7に、嘉永3年(1850)「仁比山門前町大火二十四軒」とある。

* 1 株式会社都市環境研究所主任研究員

Senior designer, Urban Design Institute Co.,Ltd